

# 学校感染症に罹患した場合の出席停止期間の目安

東京外国語大学 保健管理センター

感染症に罹患した場合に大学内での流行が懸念される感染症（「学校において予防すべき感染症」）については、登校・授業参加を含め感染拡大防止のための対策が必要です。医療機関を受診してこれらの感染症の診断を受けた場合は、登校・授業参加への可否について主治医と相談するようにしてください。

出席停止の期間は学内に限らず課外活動やアルバイトなどを含め感染を広めないように注意しましょう。

「学校において予防すべき感染症」（学校保健安全法施行規則第18条）の種類とその出席停止の基準は以下の通りとなっています。

授業の欠席の取扱いについては、各学部のwebサイト（<https://www.tufts.ac.jp/education/>）にある各入学年度の「履修案内」内に記載された「授業の欠席の取扱いに関する申合せ」を確認して、教務課にて所定の手続きを行うようにしてください。

分類	感染症	出席停止の期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ 百日咳せき 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで 特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後三日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後二日を経過するまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (*)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\* 「他の感染症」とは、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められています。

なお、詳細については「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改定）」（日本学校保健会）等を参照してください。

[https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_R050080/index\\_h5.html#1](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050080/index_h5.html#1)